

年金見込額のお知らせ

基礎年金番号

※ この年金見込額は先にお送りした「年金加入記録のお知らせ」の年金加入記録に基づいて試算しています。

社会保険庁 社会保険業務センター

年 月 日現在の年金見込額です。

年金を受けられる年齢		歳	歳	65歳
年金の種類と年金額	厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
		(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)
		円	円	円
		(定額部分)	(経過的加算部分)	円
	国民年金		老齢基礎年金	円
合計年金額 (年間支給額)		円	円	円

実際の年金額は、この試算結果と異なる場合があります。
(同封の『「年金見込額のお知らせ」について』の1ページをご覧ください。)

注1 「特別支給の老齢厚生年金」欄について

特別支給の老齢厚生年金の額は、報酬比例部分と定額部分に加給年金額(*)を加えた額となりますが、この「年金見込額のお知らせ」では加給年金額は除いています。

定額部分が受けられる年齢は、性別、生年月日に応じて60歳から64歳となります。

(詳しくは、同封の『「年金見込額のお知らせ」について』の問1をご覧ください。)

* 加給年金額とは、厚生年金保険の加入期間が20年以上あり、65歳未満の配偶者や18歳未満の子がいる場合などに加算される額のことです。

注2 「経過的加算部分」欄について

65歳からは、特別支給の老齢厚生年金の定額部分に相当するものが老齢基礎年金となります。

定額部分が、厚生年金保険の加入期間に基づく老齢基礎年金の額よりも高い額となる場合は、その差額が経過的加算額として加算されます。

注3 共済組合等から社会保険業務センターに情報提供されている加入月数は、老齢基礎年金についてのみ計算の対象としています。

注4 厚生年金基金の加入期間がある方の年金見込額については、加入していた厚生年金基金又は企業年金連合会(旧名称:厚生年金基金連合会)から支払われる分を除いています。